

令和7年度 地域再生マネージャー事業 主な変更点

(1) 申請書の様式変更

ふるさと再生事業・まちなか再生事業の申請書等の様式について、記載項目を整理するとともに、当事業による成果を定量的に把握する観点から、見直しを行いました。

様式については各事業の手引きをご確認ください。

(2) 外部専門家短期派遣事業における事前相談、申請期間及び派遣決定時期について

当事業における事前相談および申請期間は以下のとおりとなっております。当該期間中、申請に関する相談等、随時受け付けておりますのでお気軽にご連絡ください。

〔 事前相談：令和6年9月2日から令和7年7月31日まで
申請期間：令和6年10月1日から令和7年7月31日まで 〕

また、当事業における外部専門家の派遣決定時期については、原則として申請月の翌月末を目途に、申請市町村等および所管する都道府県に決定通知を行うこととしております。

なお、外部専門家短期派遣事業は地域課題解決の方向性を明確化することを目的としており、当事業の結果を踏まえ、ふるさと再生事業・まちなか再生事業に移行することも想定されるため、早めの申請をお願いいたします。